

# インターネット選挙運動

平成 25 年 4 月の法改正により、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。

## ○ウェブサイト等を利用する方法

候補者・政党等・一般有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等の SNS、動画共有サービス、録画中継サイト等）を利用した選挙運動が可能となりました。

## ○電子メールを利用する方法

候補者・政党等は、電子メールを利用した選挙運動が可能となりましたが、電子メールの送信先には一定の制限がありますので、注意が必要です。

**一般有権者の電子メールを利用した選挙運動は引き続き禁止されています。**

※送信対象者

- ① あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の求め、同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者
- ② 政治活動用電子メールを継続的に受信している者であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者。

注) 年齢満 18 歳未満の者が選挙運動することや選挙運動期間以外に選挙運動することは、引き続き禁止されています。また、選挙運動用のホームページや電子メール等をプリントアウトして頒布することも禁止されています。